

漂流・漂着ごみ対策関連予算 (事業詳細)

治山対策の推進 (平成27年度概算決定の概要)

～山地災害等の防止・軽減を図る「緑の国土強靱化」の推進～

治山事業 (公共) 701億円 (661 億円)
うち、復旧・復興対策: 85億円 (45億円)
農山漁村地域整備交付金 (公共) 1,067億円の内数 (1,122億円)
森林・林業再生基盤づくり交付金 (非公共) 27億円の内数 (22億円)

荒廃山地の復旧整備



豪雨により発生した山腹崩壊地の復旧



民有林直轄治山事業による大規模荒廃地の復旧



地すべり防止対策

津波に対し粘り強い海岸防災林の整備



東日本大震災により被災した海岸防災林の復旧・再生



海岸防災林の機能維持対策



被害木の伐倒



伐倒木の燻蒸

流木防止対策の推進



治山ダムへの流木止施設の付加



溪流内に堆積した危険木等の除去



荒廃森林の整備

既存の治山施設の長寿命化



既存治山施設の点検・診断



既存治山施設の補修



既存治山施設の機能強化

水源地域の整備



水源地域における荒廃森林



森林の整備と治山施設の設置を一体的に実施



ソフト対策の充実



防災情報の共有体制の整備



小中学校と連携した防災講座

地球温暖化等により自然災害の発生リスクが高まる中、「緑の国土強靱化」により国民生活の安全・安心、国民経済の安定の確保

漁場機能維持管理事業のうち 漁場漂流・漂着物対策促進事業（継続）

1 趣 旨

第171回通常国会において海岸漂着物の円滑な処理と発生抑制を目的とした「海岸漂着物処理推進法」が、平成21年7月15日に公布・施行され、漂流・漂着物の問題は、本法に則した政策の実施が求められているところである。また、近年、漁業者の生活の糧となる漁場では、無数の漂流物が流入、滞留・堆積し、漁場環境を悪化させており、深刻な問題となっている。

そのような中、漁場に流入し滞留している漂流物については、漁業者が漁業活動中に回収を行っているところであるが、漁場内の漂流・堆積物の回収を安全・効率的に実施する体制の確保や漁業者負担の軽減を図る必要がある。

また、漂流・漂着物のうち、漁業系資材について削減方策やリサイクル技術の開発を行ってきたところであるが、同技術の普及や現場での実証的な試験・技術開発による、更なるコスト削減を図るとともに、使用済漁業系資材が漂流・漂着物の発生源の一つと考えられることから、これらの適正な保管・処理を推進する必要がある。

2 事業内容

(1) 漂流・漂着物発生源対策等普及事業

漁業系資材のリサイクル手法の技術開発の成果の普及、現場での実証試験やコンサルティングを行うとともに、発生源対策の一環として使用済漁業系資材の実態把握及び適正な管理・処理処分法の検討について支援する。

さらに、漁業系資材廃棄物を固形燃料に加工し、水産一次加工用のボイラーや乾燥機などの燃料として活用するための技術開発等を行う。

(2) 漁場漂流・漂着物対策促進事業

漁場において漁業者が漁業活動中に回収した漂流物等を処理するための費用、流木などの大型漂流物等やドラム缶など内容物が不明な容器が漂流物等である場合に専門業者に回収、処理を依頼する費用及び災害時において漁業者が漂流物等を回収、処理する費用について助成する。

3 事業実施主体

民間団体

4 事業実施期間

平成25年度～平成29年度

5 平成27年度概算決定額（前年度予算額）

33,410千円（39,471千円）

6 補助率等

定額

7 担当課

水産庁漁場資源課

事業内容（1）について 03-6744-2382（直）

事業内容（2）について 03-6744-2379（直）

漁場復旧対策支援事業（年限延長）

1 趣 旨

東日本大震災により相当量の瓦礫が海中に流出し漁場に大きな被害が発生したため、震災以降、漁場の漂流物・堆積物の回収処理等を実施してきたことにより、各県の復興計画等に従い順次操業が再開されているが、広範囲に分布する瓦礫が操業中に入網し漁網が破損する被害が後を絶たないことや潮流等の影響により一度瓦礫の回収を行った漁場に再度瓦礫が流入し操業に支障を来たしている状況にある。

また、沿岸漁場や養殖漁場については地盤低下による藻場の喪失等の漁場の変化、アワビ等稚貝の減少による再生産の阻害、陸から流出した油分の沈殿などにより漁場生産力の回復を阻害していることが問題となっている。

このため、底びき網漁船等による広域的な瓦礫の回収処理の支援、操業を再開した漁船が操業中に回収した瓦礫の処理への支援等を継続して行うとともに、沿岸漁場や養殖漁場の生産力を向上させるため、被災した漁場における漁場機能の回復等の技術開発調査を行うことが必要である。

2 事業内容

(1) 漁場漂流・堆積物除去事業（継続）

漁場漂流物の回収処理、漁場堆積物の状況把握に係る海底調査及び回収処理を行う。

(2) 漁場生産力回復支援事業（継続）

沖合漁場において底びき網漁船等を用船して広域的な瓦礫の回収処理を行うとともに、通常操業を行う漁船が操業中に回収した瓦礫の処理等についても支援する。

(3) 漁場生産力向上対策事業（継続）

①被災漁場において沿岸漁業・養殖業を円滑に行うための漁場機能回復技術及び養殖漁場における環境改善技術の開発を行う。

②これらの技術開発に必要な資源状況や環境収容力等を把握する。

3 事業実施主体

道県、民間団体等

4 事業実施期間

平成24年度～平成27年度

5 平成27年度概算決定額（前年度予算額）

1,803,794千円（3,356,482千円）

6 補助率等

定額、8／10、2／3

7 担当課

水産庁漁場資源課

事業内容（1）、（3）について 03-6744-2379（直）

事業内容（2）について 03-6744-2382（直）

水産環境整備事業

H27年度概算決定額10,862百万円

水産資源の生産力の向上と豊かな生態系の維持・回復を目的として、**魚礁・増殖場等の漁場施設整備**並びに**底質改善や藻場・干潟の整備等水域環境保全に資する事業**を実施。水産生物の動態、生活史に対応した良好な生息環境空間を創出することで、生態系全体の生産力の底上げを目指す。

事業概要

① 漁場施設の整備：

魚礁（浮魚礁含む）、増殖場（着定基質、湧昇流漁場等）、養殖場（消波施設、区画施設等）

② 水域環境保全のための事業：

堆積物除去、底質改善（浚渫、耕うん、覆砂等）、作渚、藻場干潟の整備等

事業例

【漁場施設の整備】



魚礁の造成



湧昇流漁場の造成



区画施設の整備

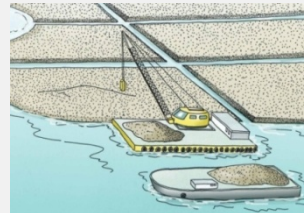
【水域環境保全のための事業】



藻場の造成



堆積物の除去



覆砂



水産生物の生活史に対応した漁場整備の推進

漂流・漂着物対策に資する経済産業省の施策

平成 27 年 3 月
経 済 産 業 省

平成18年6月に環境省が海岸管理者に対して行った漂流・漂着ゴミアンケートでは、漂流・漂着ゴミの運搬・保管や処分に苦慮しているものとして、流木や漁具類に次いで、ペットボトル、ビン・缶、ポリ容器等の容器包装も挙げられている。これらの漂流・漂着ゴミには、海外からの漂着物も含まれているが、国内で発生したものも含まれている。

このため、国内において、事業者等による容器包装廃棄物の排出抑制等を促進することは、漂流・漂着ゴミに対する対策としても有効であると考えられる。

1. 容器包装リサイクル法に基づく排出抑制の促進

同法では、家庭などで一般廃棄物として排出される容器包装廃棄物について、その減量と資源の有効利用の確保を図るため、消費者による分別排出、市町村による分別収集、事業者のリサイクル義務を規定している。また、平成18年6月に成立した一部改正法により、容器包装廃棄物の排出抑制を促進するための措置（定期報告制度等）が講じられた。

（参考）経済産業省における容器包装リサイクル法関係の予算 300百万円の内数
（平成27年度政府予算案額）

2. 3Rの普及啓発

毎年10月を「3R推進月間」と位置づけて普及・広報活動を行っている。

※財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省、消費者庁の8省庁で実施。

河川におけるごみ問題への取り組み

主な取り組み

- 河川等に溜まった流木・ごみ等の処理
- 河川巡視による早期発見・対応、監視の連携
- ごみマップの作成・看板設置による普及啓発
- 流域の住民との連携による清掃活動の実施 等

1. 河川管理

- ・投棄させない環境づくり・重点的な監視(ごみマップ等を活かした看板の設置、監視カメラの設置等を実施)
- ・治水上支障となる河道内樹木の伐採等を、維持管理に関する計画に位置づけ、計画的に実施



看板設置



樹木伐採による見通しの向上

2. 連携体制の強化

- ・全国の一級河川に設置されている「水質汚濁防止連絡協議会」等を活用し、不法投棄発見時の連絡体制等を確認
- ・関係機関による合同パトロール等を実施



関係機関の連携



合同パトロール

3. 普及・啓発の推進

- ・流域の住民と連携し、ごみマップ等を活用した環境教育や清掃活動を実施



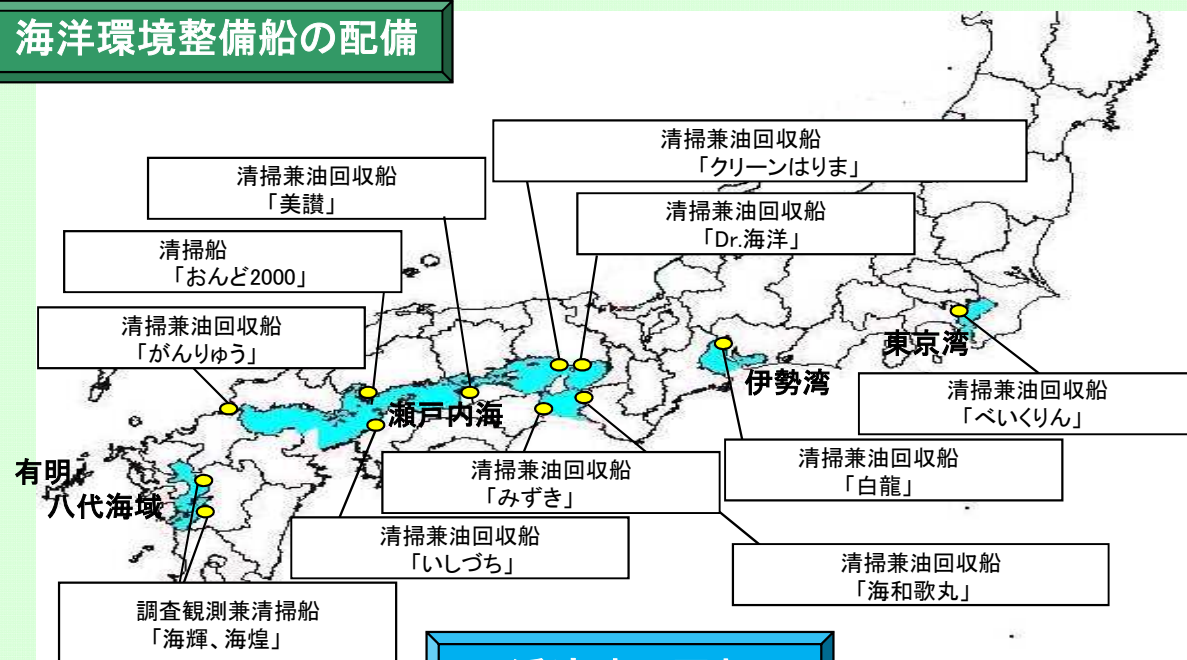
住民と連携した河川清掃

海洋環境整備事業～閉鎖性海域における浮遊ゴミや油の回収～

海洋環境整備船の概要

- 船舶航行の安全を確保し、海域環境の保全を図るため、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海、有明・八代海の閉鎖性海域（港湾区域、漁港区域を除く）において、海面に漂流する流木等のゴミや船舶等から流出した油の回収を行っており、現在、これらの海域に海洋環境整備船を配備しています。

海洋環境整備船の配備



浮流油の回収

放水による浮流油の拡散



漂流ゴミの回収

回収装置による回収



多関節クレーンによる回収



漂流・漂着物に関連する取組（気象庁）

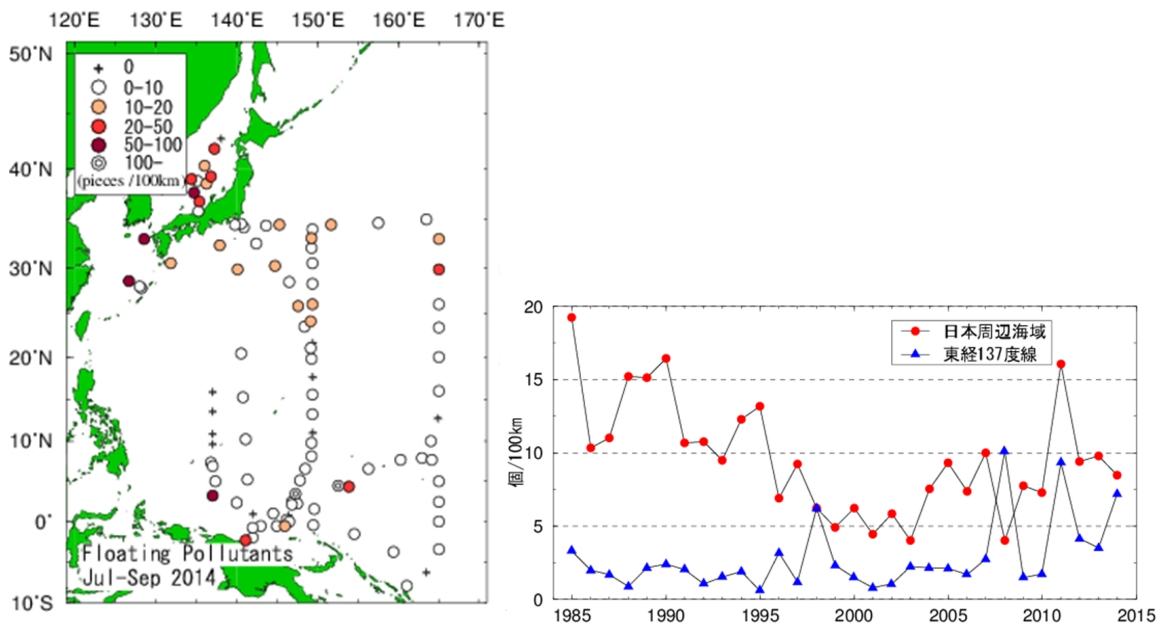
日本周辺海域及び北西太平洋の浮遊プラスチック類の監視

1. 取組の概要

- ・ 日本周辺海域及び北西太平洋の定まった航路上（観測定線）で海洋気象観測船によって、昭和52年（1977年）から、浮遊プラスチック等の海上漂流物の目視観測を実施。
- ・ 観測した浮遊プラスチック等の海上漂流物の分布、種類、浮遊数の経年変化などを、気象庁のホームページなどで公表。

2. 平成27年度の予定

- ・ 平成27年度は、季節ごとに日本周辺及び北西太平洋の観測定線で、浮遊プラスチック等の海上漂流物を目視観測する予定。
- ・ この観測は、海洋汚染防止のため、「海洋バックグラウンド汚染観測」業務の一環として実施。
- ・ 海面に浮遊するマイクロプラスチックの採集を試行。



気象庁ホームページ掲載例

平成27年3月
海上保安庁

海上保安庁の27年度漂流・漂着物施策

1. 一般市民への海洋保全思想の普及を目的とした漂着ゴミ分類調査

海洋環境保全のための啓発活動の一環として、一般市民による漂着ゴミ分類調査に協力。

※ 平成26年は、全国65か所、8,449名参加による分類調査に協力した。

※ 「海洋環境保全推進月間」(平成26年6月)の実績では、全国30ヶ所、3,877名参加による分類調査に協力した。

2. 大規模漂着状況の原因調査

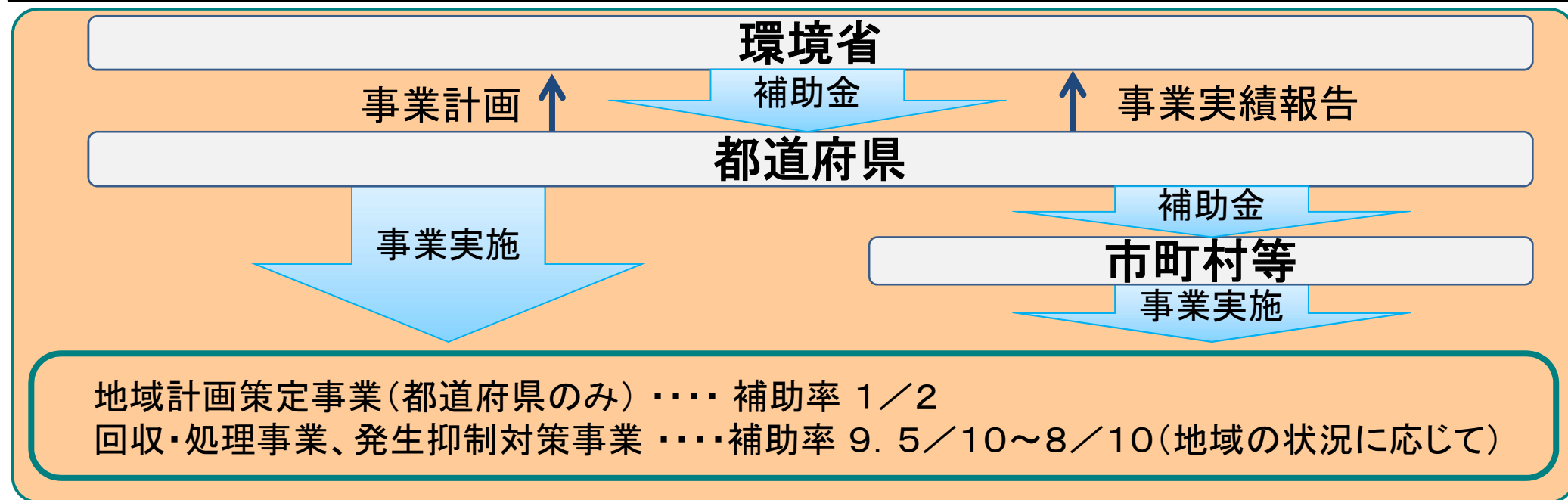
同一の排出源からのものと思われる大量の漂着物が認められた場合に、関係地方公共団体等と連携して漂着状況を調査し、排出源、排出原因の特定など、事件・事故の両面から調査を実施するとともに、関係自治体への情報提供、地域住民への注意喚起等を実施。

海岸漂着物等地域対策推進事業 (環境省)

26年度補正予算:25億円
27年度予算:3.5億円

海岸漂着物処理推進法の施行を受けて、国及び地方公共団体は、海岸漂着物対策に関し、施策を策定し実施する責務を有することとなった。

- 海岸漂着物処理推進法に基づき作成された地域計画に基づき実施する海岸漂着物の回収・処理や発生抑制策等の取組に対する支援を行う。
- また上記に加え、漂流・海底ごみの回収・処理に対する支援も実施する。



全国の漂流・漂着・海底ごみ対策の推進により、海洋環境の保全を図るとともに、
将来に亘って優れた景観を維持・保全することにより、
観光等にとって欠かせない地域の美しく豊かな海と海岸の価値を一層高める。

漂着ごみ対策総合検討事業、漂流・海底ごみ対策総合検討事業

平成27年度予算額 87,519千円
(平成26年度予算額 84,219千円)

(1) 漂着ごみ対策総合検討事業

○海岸漂着物処理推進法

第二十二条 国及び地方公共団体は、海岸漂着物等の発生の抑制を図るため必要な施策を効果的に推進するため、定期的に、海岸漂着物等の発生の状況及び原因に関する調査を行うよう努めなければならない

○海岸漂着物処理推進法附帯決議

海に囲まれた我が国にとって良好な海洋環境の保全が豊かで潤いのある国民生活に不可欠であることから、(政府は)海岸漂着物等に加えて、漂流ごみ及び海底堆積ごみの回収及びその適正な処理についても積極的に取り組むこと。

○TEMM16 共同コミュニケ

(日中韓)三大臣は、各国周辺海域の海洋ゴミの状況や性状を理解するための会合開催や活動を促進し、NOWPAPの枠組みの下でデータベースの構築に協力することに合意した。

①漂着ごみ状況把握事業

- ・漂着ごみのモニタリング
- ・全国的・経年的な漂着状況の把握
- ・自治体によるモニタリング事業の整理

②漂着ごみ原因究明・発生抑制対策事業

- ・主要ごみの発生実態調査
(国内及び海外)
- ・効果的な発生源対策の検討
(広域連携による対策の検討)

③漂着ごみ等生態系影響把握事業

- ・日本沿岸における状況調査

効果的な漂着ごみ対策に関する施策の立案

実効的な発生抑制対策の実施

生態系影響の実態を踏まえた適切な対策の検討

(2) 漂流・海底ごみ対策総合検討事業

①沿岸・沖合域におけるごみの全国的・経年的な状況把握

②日中韓三国間における情報共有

海域のごみの実態を踏まえた適切な対策の検討

海洋ごみに係る三国間での連携・協力の推進

災害等廃棄物処理事業費補助金の概要

補助金名	災害等廃棄物処理事業費補助金	
発生原因	災害起因	災害起因ではない
対象事業	 ○災害のために実施した廃棄物の収集、運搬及び処分 ○災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分 ○仮設便所、集団避難所等から排出されたし尿の収集、運搬及び処分（災害救助法に基づく避難所の開設期間内に限る） ○国内災害により海岸保全区域外の海岸に漂着した廃棄物の収集、運搬及び処分	 ○海岸保全区域外の海岸に漂着した廃棄物（漂着ごみ）の収集、運搬及び処分
補助先	市町村（一部事務組合、広域連合、特別区を含む）	
要件	指定市：事業費 80 万円以上、市町村：事業費 40 万円以上 ○降雨：最大 24 時間雨量が 80 mm 以上によるもの ○暴風：最大風速（10 分間の平均風速）15m/sec 以上によるもの ○高潮：最大風速 15m/sec 以上の暴風によるもの 等	○1 市町村（1 一部事務組合）における処理量が 150 m³ 以上のもの ○海岸保全区域外の海岸への漂着 ○通常の管理を著しく怠り、異常に堆積させたものは除く 等
補助率	1 / 2	
財務局立会	あり	なし
査定方法	○災害廃棄物の処理完了前に査定を行う場合は、原則として、現地にて被災状況、仮置場の状況等を確認し、査定を行う。 ○災害廃棄物の処理完了後は、当該都道府県庁舎等において机上査定を行う。	○原則、漂着ごみの処理完了後に、地方環境事務所庁舎において机上査定を行う。 ○漂着ごみの処理完了前にヒアリングを行う場合は、現地又は当該都道府県庁舎にて被災状況、仮置場の状況等を確認し、査定を行ってもよい。

循環型社会形成推進交付金

- 市町村等が行う地域の生活基盤を支えるための社会インフラである廃棄物処理施設の整備を支援。
- 更新需要の増大を踏まえ、施設の更新時期の平準化に資する施設の改良による長寿命化の取組を重点的に支援。

ダイオキシン対策により集中的に整備した施設の多くが老朽化（全国1,188施設のうち築20年超：379施設、築30年超：169施設、築40年超：9施設）し、地域でのごみ処理能力の不足、事故リスク増大の恐れ。



- 老朽化した廃棄物処理施設の適切な更新を行う一方、施設の改良による長寿命化を図ることで、地域における安全・安心を確保。

【交付先】

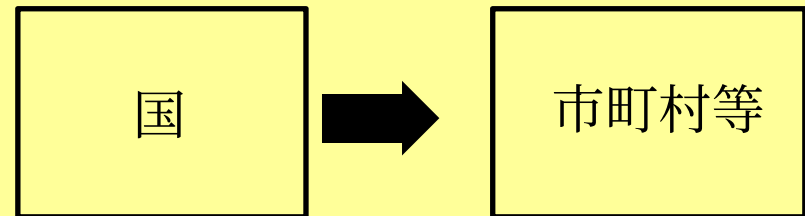
- ・特定被災地方公共団体以外の市町村（一般会計）
- ・特定被災地方公共団体の市町村（復興特会）

【交付対象施設】

ごみ焼却施設、最終処分場、既存施設の基幹的設備改良事業、等

【交付率】

交付対象経費の1/3。ただし、一部の先進的な施設については1/2。



災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業（農林水産省、国土交通省）

○ 目的：洪水、台風等により海岸に漂着した流木及びゴミ等並びに外国から海岸に漂着したものと思われる流木及びゴミ等が異常に堆積し、これを放置することにより、海岸保全施設の機能を阻害することとなる場合に、緊急的に流木等の処理を実施

○採択基準：

堤防、突堤、護岸、胸壁、離岸堤等の海岸保全施設の区域及びこれら施設から1キロメートル以内の区域に漂着し、その漂着量が1,000m³以上

本事業の対象となる流木及びゴミ等の漂着範囲が複数の海岸であり、関係者が協働して一体的・効率的に処理する場合には、事業主体数にかかわらず漂着量の合計が1,000m³以上であれば、補助対象となる。

○事業実施主体：

海岸管理者（都道府県、市町村）

○補助率：1／2

○災害関連事業として実施

（複数の海岸に堆積した漂着ゴミの処理）



複数の海岸を対象範囲とし、漂着量の合計が1,000m³以上の漂着ゴミを対象



海岸漂着ゴミや流木等の状況と処理状況